

埼玉県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

平成 29 年 11 月現在における埼玉県全 63 市町村（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町）の行政区域とする。面積は約 37 万 9 千ヘクタールである。

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、埼玉県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する国立公園、県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国定公園、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本区域には存在しない。

※地図は別紙 1、別紙 2

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

本県は、関東平野の中央に位置し、平地が 3 分の 2 以上を占める。気候は温暖で台風や地震などの自然災害は全国的に見ても少ない。また、快晴日数が 7 年連続で全国 1 位であるなど恵まれた自然環境にある。

県東部は全体的に平地で利根川の支流である江戸川と中川が流れるほか、多くの支流が流れる。利根川と荒川に挟まれた地域に大宮台地が広がっている。県中部は荒川とその支流である入間川などが流れ、荒川から西にかけて武蔵野台地、入間台地、狭山丘陵、比企丘陵などが広がり、徐々に標高が高くなる。県西部は関東山地が広がり、秩父山地に囲まれた地域に秩父盆地がある。

【インフラの整備状況】

本県の鉄道は、東北・上越・北海道・山形・秋田・北陸の6つの新幹線が走り、大宮駅を起点に東日本の主要都市と結ばれている。

高速道路は、南北方向に関越自動車道(関越道)、東北縦貫自動車道(東北道)、常磐自動車道(常磐道)、首都高速道路埼玉大宮線(首都高大宮線)、東西方向にはそれらをつなぐ首都圏中央連絡自動車道(圏央道)と東京外かく環状道路(外環道)が通っている。平成29年2月に圏央道の茨城県区間が開通したため、高速道路等を利用すれば、本県から関東の県庁所在地までは、2時間以内でアクセス可能であるなど、東日本随一の交通の要衝である。また、一般道路は南北方面に国道4号、同17号、同122号、同254号、東西方面に国道16号、同298号など高規格道路が充実し、移動は極めてスムーズである。

【産業構造】

本県の県内総生産(平成26年度:名目)は、約20兆9,000億円で全国第5位、チェコやニュージーランドとほぼ同規模の国家並みの経済規模である。県内総生産額の経済活動別の構成比では、製造業が18.4%と割合が高い。また、従業者数と事業所数についても各17.3%、11.2%(平成26年経済センサス基礎調査)と全産業に占める製造業の割合が高いことが本県の特徴である。製造業については、特定の業種に偏ることなく多様な業種が幅広く集積している。

本県の製造業の平成26年度の製造品出荷額等は約12兆3,908億円である。産業別には、輸送機械器具製造業が約2兆2,012億円(17.8%)、食料品製造業が約1兆6,014億円(12.9%)、化学工業が約1兆5,501億円(12.5%)、印刷業が約7,414億円(6%)、金属製品製造業が約6,936億円(5.6%)の順となっている。

【人口分布の状況】

本県は、約727万人の人口を擁し、民間最終消費支出が17兆円にも及ぶ。さらに、首都圏1都7県の人口は約4,400万人と日本の人口の約3分の1を占める巨大マーケットになっており、本県はその中央に位置する。

本県は、JR高崎線やJR宇都宮線、東武伊勢崎線、東武東上線、西武池袋線、西武新宿線などの県域を南北に延びる鉄道沿線を中心に発展し、昭和40年代以降、首都東京のベッドタウンとして大規模な住宅開発が進み、県南部を中心に人口が急増した。本県の過去5年間の人口推移を見ると、平成24年は720万8千人、平成25年は722万1千人、平成26年は723万7千人、平成27年は726万6千人、平成28年は728万8千人と増加している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県の製造業のシェアは、事業所数で約 13%、従業員数は約 21%、売上金額は約 35%、付加価値額は約 24%であり、製造業を中心とした産業構造を形成している。

特に本県は、自動車製造をはじめとする輸送用機械器具製造業の製造品出荷額が多く、それらを支える優れた技術力を持つ金属加工業等が多く立地している。

こうした地域特性を生かし、優れた技術力を有する県内企業が成長分野に進出し、さらに飛躍していける環境を戦略的に整備していく。

まずは、「6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項」に掲げる個別支援策を講じることで、経済効果の大きい先端産業や次世代産業、雇用効果の大きい食料品製造業や流通加工業等の立地を更に推進し、本県の「稼ぐ力」を強化していく。

このことにより、製造業はもとより製造業以外の産業にも高い波及効果をもたらし、計画最終年度までには、促進区域全体で地域経済の活性化を目指していく。

(2) 経済的効果の目標

計画期間に 100 件の地域経済牽引事業が行われることを目指す。

この牽引事業が 5 年間で総額 6,825 百万円の直接的な付加価値を創出し、間接効果も含めるとその約 1.5 倍の 10,088 百万円の付加価値額を創出する。

10,088 百万円は促進区域の地域経済成長に対して約 1.1%の寄与率である。

【経済的効果の目標】

項目	現状	計画終了後 (R6.3 末)	増加率
地域経済牽引事業による 付加価値創出額 (直接効果＋間接効果)	—	10,088 百万円	—

(算定根拠)

- ・新規立地
平均 100 百万円／件の牽引事業を年 15 件、5 年間で 75 件実施
→付加価値額計 5,513 百万円
 - ・事業拡大
平均 50 百万円／件の牽引事業を年 5 件、5 年間で 25 件実施
→付加価値額計 1,313 百万円
- ※開始年度によって計画最終年度の創出付加価値額は異なる
- (5,513 百万円＋1,313 百万円) × 約 1.5 (倍) → 10,088 百万円

【任意記載のKPI】

項目	現状	計画終了後	増加率
新規地域経済牽引事業	—	100 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件全てを満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,984 万円（本県の 1 事業所当たり平均付加価値額（平成 24 年経済センサスー活動調査）を上回る見通しが立つこと。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、次のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 5.6%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 5.6%増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 4.4%増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 1%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）促進区域

該当なし

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ① 県内の輸送用機械器具製造業、化学工業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業などの産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 常磐道、東北道、関越道、首都高大宮線、圏央道及び外環道などの交通・物流インフラを活用した食料品製造分野
- ③ 常磐道、東北道、関越道、首都高大宮線、圏央道及び外環道などの交通・物流インフラを活用した物流関連分野

（２）選定の理由

- ① 県内の輸送用機械器具製造業、化学工業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業などの産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県は、充実した交通・物流インフラや人口約 4,400 万人の首都圏の中央に位置すること、気候は温暖で台風や地震などの自然災害が比較的少ないこと、若い労働力が豊富であることなど、本県の立地優位性を背景に、製造業を中心とした産業集積がなされている。

具体的には、本県の製造業は多様な業種が幅広く集積しており、事業所数、従業者数ともに全国４位、製造品出荷額等は全国７位となっている。

また、本県の製造業の平成 26 年度の製造品出荷額等は約 12 兆 3,908 億円である。産業別には、輸送用機械器具製造業が約 2 兆 2,012 億円（全国第 8 位）、化学工業が約 1 兆 5,501 億円（全国第 6 位）、印刷・同関連業が約 7,414 億円（全国第 2 位）、金属製品製造業が約 6,936 億円（全国第 5 位）、プラスチック製品製造業が約 6,924 億円（全

国第4位)、非鉄製品製造業が約5,988億円(全国第4位)、生産用機械器具製造業が約5,218億円(全国第10位)、電気機械器具製造業が約4,508億円(全国第11位)、パルプ・紙・紙加工品製造業が約4,247億円(全国第3位)、はん用機械器具製造業が約3,831億円(全国第8位)、業務用機械器具製造業が約3,788億円(全国第4位)、電子部品・デバイス・電子回路製造業が約3,451億円(全国第11位)、鉄鋼業が約3,334億円(全国第14位)、情報通信機械器具製造業が約3,060億円(全国第9位)、窯業・土石製品製造業が約2,723億円(全国第9位)、家具・装備品製造業が約1,241億円(全国第4位)、ゴム製品製造業が約1,048億円(全国第12位)などとなっている。

本県では、平成17年1月に企業誘致大作戦により本格的に企業誘致を開始して以来、チャンスメーカー埼玉戦略、同戦略Ⅱ、同戦略Ⅲ、同戦略Ⅳと企業誘致を強力に推進し、平成29年9月末までに製造業、食料品製造業、研究所、本社・支社、流通加工業、外資系企業など949件の企業立地がなされた。食料品製造業を除く製造業の立地件数は、平成17年1月から平成29年9月までの12年9か月間で514件であり、全体の半数を超える(54%)。

本県の特徴としては大手自動車メーカーやその傘下企業との取引を通じて次世代自動車の開発・製造に携わる輸送用機械器具製造業や金属製品製造業などの自動車関連企業、また、精密機器関連産業や医療用機器関連産業などが集積しており、これらの産業が有する高度なものづくりの技術とノウハウが今後の成長分野を支えていくことが見込まれる。

業種	事業所数 (全国順位)	従業者数 (全国順位)	製造品出荷額等 (全国順位)
輸送用機械器具製造業	597(4位)	43,920人(6位)	2兆2,012億円(8位)
化学工業	335(2位)	20,972人(4位)	1兆5,501億円(6位)
印刷・同関連業	932(3位)	32,275人(2位)	7,414億円(2位)
金属製品製造業	1,893(3位)	32,574人(3位)	6,936億円(5位)
プラスチック製品製造業	1,002(3位)	25,442人(3位)	6,924億円(4位)
非鉄製品製造業	296(1位)	10,233人(1位)	5,988億円(4位)
生産用機械器具製造業	1,072(4位)	21,440人(6位)	5,218億円(10位)
電気機械器具製造業	535(6位)	18,071人(9位)	4,508億円(11位)
パルプ・紙・紙加工品製造業	472(4位)	13,043人(3位)	4,247億円(3位)
はん用機械器具製造業	393(6位)	12,789人(6位)	3,831億円(8位)
業務用機械器具製造業	382(2位)	11,676人(5位)	3,788億円(4位)

電子部品・デバイス・電子回路製造業	251(4位)	12,551人(8位)	3,451億円(11位)
鉄鋼業	217(5位)	5,741人(12位)	3,334億円(14位)
情報通信機械器具製造業	118(4位)	9,092人(6位)	3,060億円(9位)
窯業・土石製品製造業	374(5位)	7,839人(7位)	2,723億円(9位)
家具・装備品製造業	310(4位)	5,013人(5位)	1,241億円(4位)
ゴム製品製造業	230(4位)	5,733人(6位)	1,048億円(12位)

さらに、埼玉県5か年計画において、本県経済の持続的な成長と雇用創出を図るため、先端産業や次世代自動車など成長が見込まれる産業、本県の特性を生かした食品産業や自動車関連産業、流通加工業などの集積を目指している。

以上から、産業集積を活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を促進していく。

(平成26年工業統計調査)

② 常磐道、東北道、関越道、首都圏高宮線、圏央道及び外環道などの交通・物流インフラを活用した食料品製造分野

本県的高速道路網は、放射路線の常磐道、東北道、関越道、首都圏高宮線と環状路線の圏央道、外環道が走っている。また、圏央道を茨城県、千葉県方面に行くと成田国際空港まで、東京都、神奈川県方面に行くと中央自動車道(中央道)と東名高速道路(東名高速)まで繋がり、本県を扇の要にして東北方面、北陸方面、関西方面への高速道路ネットワークが形成されている。このことから、本県から高速道路を利用すると、東京都心まで概ね40分(約30km)、千葉県千葉市、神奈川県横浜市までそれぞれ概ね1時間20分(約65km)、茨城県水戸市、栃木県宇都宮市、群馬県前橋市までそれぞれ概ね1時間30分(約110km)で到達可能である。

こうした東日本随一の交通の要衝であることと、巨大消費地である東京都に隣接していることを背景に、食料品製造業の立地が多い。本県の食料品製造業(飲料製造業を含む)の製造品出荷額(約1兆8,019億円)は、製造業中に占める割合が輸送用機械器具製造業に次ぎ2番目に多い(12.9%)。また、食料品製造業の立地件数は、平成17年1月から平成29年9月までの12年9か月間で115件(12%、全体949件)になり、直近1年6か月では15件(14.3%、全体98件)と立地割合は増加傾向にある。

コンビニエンスストアや通信販売による食料品の小売販売額も増加していることもあり、今後も付加価値額の高い食料品製造業の立地が見込まれる。食料品製造業の従業者数は、製造業中に占める割合が最も高く、最大の雇用創出をもたらしてい

る。

以上から、交通・物流インフラを活用した食料品製造分野の地域経済牽引事業を促進していく。

[食料品製造業]

事業所数 H26: 893 所 (全国第 7 位)

従業者数 H26: 66,587 人 (全国第 2 位)

製造品出荷額等 H26: 1 兆 6,014 億円 (全国第 3 位)

[飲料・たばこ・飼料製造業] (飲料製造業：たばこ・飼料を除く)

事業所数 H26: 94 所 (全国第 13 位)
(80 所)

従業員数 H26: 2,599 人 (全国第 15 位)
(2,297 人)

製造品出荷額等 H26: 2,158 億円 (全国第 15 位)
(2,005 億円)

[食料品製造業の新規立地データ]

平均投資額 17 億 4,476 万円 (製造業 10 億 2,041 万円)

平均新規雇用者数 65 人 (製造業 21 人)

※H17.1 月～H29.3 月に立地した企業の平均投資額・新規雇用者数 (計画ベース)

③ 常磐道、東北道、関越道、首都高、大宮線、圏央道及び外環道などの交通・物流インフラを活用した物流関連分野

前述②のとおり、6 本の高速道路ネットワークにより本県の交通利便性は非常に優れている。

こうした東日本随一の交通の要衝であることを背景に、流通加工業の立地件数は、平成 17 年 1 月から平成 29 年 6 月までの 12 年 9 か月間で 233 件 (25%、全体 949 件) になり、直近 1 年 6 か月では 35 件 (36%、全体 83 件) と立地割合は増加傾向にある。

特に、圏央道沿線を中心に大型の物流施設の立地が相次いでいる。本県に立地される物流施設は、単なる倉庫ではなく関東もしくは東日本の流通の拠点として高機能かつ大規模化により投資額も大きくなっている。

また、物流施設では顧客の要望に応じて、ピッキングや包装などの加工作業が必要になり、近年のインターネットの普及による通信販売などの需要拡大等に伴い多頻度小口配送、短時間納品の要請に対応するため、大きな雇用効果が期待できる。

以上から、交通・物流インフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業を促進

していく。

[流通加工業の新規立地データ]

平均投資額 26 億 6,371 万円（製造業 10 億 2,041 万円）

平均新規雇用者数 60 人（製造業 21 人）

※H17.1～H29.3 に立地した企業の平均投資額・新規雇用者数（計画ベース）

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を生かして各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備等に関する事項

① 優良な産業用地の提供

先端産業、次世代産業の集積を図るため、交通アクセスの良好な地域に、優良な産業用地を計画的に創出していく。

県では、「稼ぐ力」を生み出す産業基盤づくりを推進するため、「第３次田園都市産業ゾーン基本方針」を策定し、圏央道沿線地域及び圏央道以北地域などにおける、高速道路インターチェンジから概ね５キロメートル範囲及び４車線の国県道等から概ね３キロメートルの範囲などで、平成 29 年度から平成 33 年度までの県 5 か年計画の指標である 300 ヘクタールの産業基盤の整備を目標にしている。

また、産業基盤づくりに当たっては、本県の緑豊かな田園環境との調和を図るとともに、県企業局による計画的な産業基盤づくりを行い、市町村の産業基盤づくりに係る相談に対して、ア．有望候補地掘り起し支援、イ．ファーストステップ支援、ウ．オーダーメイド型総合支援の３本の柱でワンストップかつきめ細やかな支援を進めるなど、産業基盤づくりのスピードアップを図っていく。

② 高速道路ネットワークを最大限活用するためのアクセス道路整備

圏央道の県内全線開通により高速道路の交通アクセスが飛躍的に向上していることから、この効果を最大限活用するため、インターチェンジまでのアクセス道路の整備を進めている。

県では、平成 28 年度から「魅力UP！時間が見えるインターアクセス道路整備」と称し、企業立地を促進する効果が見込まれる主要な幹線道路5路線5箇所について、開通目標年度を公表し、インターチェンジへのアクセス機能強化を図る道路整備を推進している。

③ 補助制度等（県・市町村）

ア 埼玉県産業立地促進補助金

県は企業立地等を促進するため、新たに県内に立地した企業を対象に、立地に伴い納付した土地・建物の不動産取得税相当額を補助金として交付する。（上限 1 億円）

イ 埼玉県ものづくり技術・製品開発支援補助金

県は先進的な技術や製品開発に原材料費、機械装置費、人件費等を補助する。
（上限 1,000 万円ほか、補助率 1/2 ほか）

ウ 埼玉県新技術・製品化開発費補助金

県は企業等が主体となって行う実用化・製品化のための開発に要する原材料費、機械装置費、人件費等を補助する。（上限 2,000 万円、補助率 10/10 ほか）

エ 市町村による補助等

県内市町村においては、固定資産税や都市計画税相当額を一定期間補助したり、市町村民の新規雇用や、太陽光発電などの環境配慮設備に対して一定金額を助成する制度もある。

④ 地方創生推進交付金の活用による支援

県内で進める先進性の高い成長ものづくり分野、食料品製造分野、物流関連分野において、設備投資支援や研究開発支援等による事業環境の整備や、生産体制や物流の効率化、販路開拓の強化等を実施していくため、平成 30 年度から平成 34 年度の地方創生推進交付金の活用を予定する。

⑤ 埼玉県中小企業制度融資

ア 企業成長設備資金

対象：埼玉県先端産業創造プロジェクト関連事業等に係る設備投資

イ 産業立地資金

対象：新たに本社・工場等を立地する場合の設備投資

(3) 情報処理の促進のための環境の整備

① 自治体保有データのオープンデータ化の推進

県では「埼玉県オープンデータポータルサイト」を平成 28 年 3 月に開設、県や市町村情報など行政が持つ様々な情報をオープンデータとして公開している。データを加工・再利用できるため、企業のマーケティングや商品開発などの新たなビジネス展開に活用できるようになった。

平成 29 年 1 月からは、市町村と県でデータ形式が異なり利用しにくかったデータを共通形式化して順次公開している。このサイトを企業に周知して積極的な活用を促していく。

② 公設試験研究機関等が有する分析・解析結果、技術情報の提供

地域企業の技術力向上のために、産業技術総合センター、環境科学国際センター等が保有している情報のうち資料として開示可能なもののインターネット公開について検討していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題解決、提案については、まずは事業者に近い市町村の企業誘致所管課が、県の調整が必要な事項については埼玉県産業労働部企業立地課が窓口となる。

企業立地課においては従来の企業誘致・フォローのための「ワンストップ窓口システム」を活用して庁内関係部局と連携・調整し、情報提供や制度整備を行っていく。

(5) 人材の確保

① 企業人材サポートデスク

県は、県内企業を人材確保の面から支援するためハローワーク浦和・就業支援サテライト内にサポートデスクを設置している。人材総合相談員が相談に応じるほか、企業面接会の開催により求職者とのマッチングを支援する。

② レインボー面接会

県は、県の雇用・産業をリードする企業が一堂に会する場を設定し、多様な人材とのマッチングを支援する。

③ プロフェッショナル人材戦略拠点

県は、事業革新や新商品開発、先端産業への参入などのチャレンジングな取組を実現するために必要となる知識や経験を有するプロフェッショナル人材と中小企業とのマッチング支援を行う。

④ 職業訓練

県は、人材育成のため高等技術専門校における新卒者・求職者・在職者向けの訓練、

民間教育訓練機関等を活用した求職者向けの委託訓練を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～ 令和 5 年度（最終年度）
【制度の整備】		
① 優良な産業用地の提供	調査、計画、開発、整備、市町村支援	調査、計画、開発、整備、市町村支援
② 高速道路ネットワークを最大限活用するためのアクセス道路整備	必要に応じて事業化、予算化、整備、運用	必要に応じて事業化、予算化、整備、運用
③ 補助制度等 ア 埼玉県産業立地促進補助金 イ 埼玉県ものづくり技術・製品開発支援補助金 ウ 埼玉県新技術・製品化開発費補助金 エ 市町村による補助等	運用	運用（必要に応じて制度改正）
④ 地方創生推進交付金の活用による支援	検討	検討、予算化、運用
⑤ 埼玉県中小企業制度融資 ア 企業成長設備資金 イ 産業立地資金	運用	運用（必要に応じて制度改正）
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
① 自治体保有データのオープンデータ化の推進 ② 公設試験研究機関等が有する分析・解析結果、技術情報の提供	運用	運用（必要に応じて制度改正）
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
ワンストップ窓口システム	運用	運用（必要に応じて制度改正）
【人材の確保】		
① 企業人材サポートデスク ② レインボー面接会 ③ プロフェッショナル人材	運用	運用（必要に応じて制度改正）

戦略拠点		
④ 職業訓練		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、埼玉県産業技術総合センター、(公財)埼玉県産業振興公社、(公財)さいたま市産業創造財団、(公財)本庄早稲田国際リサーチパーク、国立研究開発法人理化学研究所、高等技術専門校、各市町村の商工会議所・商工会、金融機関などの支援機関、また地域に立地する大学・短期大学などがそれぞれの機能を十分に生かし、緊密に連携して、支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 埼玉県産業技術総合センター（川口市）、同北部研究所（熊谷市）

県の公設試験研究機関である。技術相談を軸とし、技術支援（依頼試験、機器開放等）、研究開発支援（受託研究、共同研究）、事業化支援（製品化支援、貸研究室等）を柱に県内中小企業のＩｏＴ化のための技術支援なども実施している。

② (公財)埼玉県産業振興公社（さいたま市）

県の産業を振興し、中小企業の発展に寄与するための事業を行っているほか、下記の５センターを運営する。

ア 先端産業支援センター埼玉

県が推進する先端産業創造プロジェクトに位置付ける重点５分野（ナノカーボン、医療イノベーション、ロボット、新エネルギー、航空・宇宙）を中心に、技術相談、法規制相談、資金相談、販路開拓相談などに無料で応じる。

イ 産学連携支援センター埼玉

新製品・新技術の開発などを支援するため、相談、マッチング、産学交流等を行う。

ウ 創業・ベンチャー支援センター埼玉

創業やベンチャー企業の成長を促進するためのアドバイザーによる相談やセミナー等を行う。

エ 知的財産総合支援センター埼玉

知的財産に関するワンストップ相談窓口として、各アドバイザーや専門家が様々な相談に対応、知的財産の普及啓発や人材育成を目的とした各種セミナーを行う。

オ 次世代自動車支援センター埼玉

次世代自動車（ハイブリット車・電気自動車・燃料電池車）の技術に関する相談窓口として、各アドバイザーが様々な相談に対応するほか、技術開発の支援、セミナーの開催、情報提供、販路開拓支援を行う。

③ （公財）さいたま市産業創造財団（さいたま市）

さいたま市の都道府県等中小企業支援センターとして、中小企業者の多様な課題に対して、経営・技術支援、地域経済の動向に関する調査分析、各種講座・セミナー等を実施し、専門的な解決策を提供する。

また、研究開発型ものづくり企業が新事業を創出できるよう、ビジネスマッチング促進や海外市場・医療分野等の新たな領域への事業展開を支援する。

④ （公財）本庄早稲田国際リサーチパーク（本庄市）

本庄地方拠点都市地域において、産・学・官・地域の連携により、地域企業の人材育成やベンチャー企業などのインキュベーション支援、新産業・新技術の創出等の各種事業を行う産業支援拠点である。

⑤ 国立研究開発法人理化学研究所（和光市）

日本で唯一の自然科学の総合研究所として、物理学、工学、化学、数理・情報科学、計算科学、生物学、医科学などに及ぶ広い分野で研究を進めている。県とは地域産業の振興に関して相互協力に関する協定を取り交わしている。

また、民間との共同研究、民間への技術支援にも取り組んでいる。

⑥ 埼玉県立高等技術専門校（中央校（上尾市）、川口校、川越校、熊谷校、秩父分校、春日部校）、職業能力開発センター（さいたま市）

企業の個別ニーズに応じて、内容や日程等を設定できる在職者向けのオーダーメイド型技能講習などを実施する。

⑦ 埼玉県先端産業創造プロジェクト金融協議会

県内に本店のある6金融機関（埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫）により先端産業に対する資金調達の支援を行う。

⑧ 大学・短期大学

県内には５７の大学・短期大学が立地しているため、事業内容に応じた連携を図り、その知見を活用する。

８ 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の順守や埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる循環型社会の構築」に向けた十分な配慮を行い、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行う場合には、環境影響評価制度などの適切な運用を図るとともに、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて企業と行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

そのため、埼玉県環境基本計画等に基づき、次のような取組を行う。

【具体的な取組例】

- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例等に基づき大気、公共用水域・地下水、土壌の汚染の防止、騒音、振動、悪臭の防止のための対策を実施する。

- ・公害苦情相談員制度の活用により、公害に係る苦情や紛争を迅速かつ適切に処理するとともに、事業所に対して公害防止管理者等の選任の徹底を指導するなど、企業における公害防止体制を確立する。

- ・資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量、再資源化、公共関与による環境産業の集積、最終処分場の確保、リサイクル技術の高度化、不法投棄など不適正処理の防止、産業廃棄物の大量堆積の改善などを進める。

- ・工場等の水利用の合理化を推進するとともに、地下水採取規制においては地盤沈下の監視を行い、水環境の健全化と地盤環境の保全を図る。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、埼玉県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する国立公園、

県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地においては、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、地方環境事務所及び県環境部と十分に調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

地域経済牽引事業の実施によって犯罪・交通事故等が増加することがないように、県民が安心・安全に暮らせる地域社会をつくることが重要である。

そのため、県、市町村、事業者、地域住民が積極的に連携・協働して埼玉県防犯のまちづくり推進計画等に基づき、次のような取組を行う。

【具体的な取組例】

- ・事業者等に対して、事業の種類に応じた適切な防犯対策を講じられるよう、犯罪情報の提供、防犯指導、防犯協定の締結などを通じた防犯意識の啓発など、日常的に防犯活動が継続されるよう支援する。
- ・防犯に配慮したまちづくりに向けた道路や公園等の整備及び維持管理の推進や、市町村への助言を行い、公共空間の防犯性のさらなる向上に取り組む。
- ・子供を犯罪被害から守るため「子ども１１０番の家」などの活動を支援するとともに、通学路を中心に、学校・PTA・ボランティア等の連携による子供の見守り活動を促進する。
- ・地域全体で高齢者を犯罪被害から守るため、高齢者世帯への訪問による防犯や交通安全などに関する情報提供・啓発活動を推進する。
- ・駐輪場の防犯設備の整備を行う市町村への支援や、市町村との連携による放置自転車クリーンキャンペーンを実施するなど自転車盗難防止対策を推進する。
- ・自主防犯活動団体への防犯パトロール指導・講習等を実施し、自主防犯活動団体との連携強化に取り組む。

(3) PDCA体制の整備

本計画及び承認地域経済牽引事業計画の進捗状況については、毎年度５月頃、埼玉県

及び促進区域の市町村が参加する地域未来投資促進連絡会議を開催して承認地域経済牽引事業の進捗状況や経済的効果を検証、併せて基本計画や当該事業の見直しなどについて協議する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

行わない。

今後、「重点促進区域」を設け、土地利用調整が必要な状況となった場合には、変更申請で対応する。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）